

(別紙1)

松阪市と指定管理者との責任分担表

項目		No.	責任分担の内容	負担区分	
				松阪市	指定管理者
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	制度関連	4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可	6	許認可の遅延に関するもの(松阪市が取得するもの)	○	
		7	許認可の遅延に関するもの(上記以外)		○
	住民対応	8	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		9	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	10	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩・騒音・振動、大気汚染、水質汚染、光、臭気に関するもの		○
		11	上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	12	指定管理者の責めの帰すべき事由により第三者(利用者を含む)に損害を与えた場合		○
		13	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	14	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		15	市の方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	16	風水害・地震・津波などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
維持管理運営	施設損傷	17	施設の劣化及び特定できない第三者による行為(予め取り決めた額以下のもの)		○
		18	施設の劣化及び特定できない第三者による行為(上記以外のもの)	○	
		19	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		20	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		21	施設の瑕疵によるもの	○	
		22	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
	要求水準仕様未達	23	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		24	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	維持管理	25	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		26	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	備品等の損傷	27	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		28	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		29	経年劣化によるもの(指定管理者が所有のもの)		○
		30	経年劣化によるもの(市に帰属のもの)(予め取り決めた額以下のもの)		○
		31	経年劣化によるもの(市に帰属のもの)(上記以外のもの)	○	
	情報管理	32	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出		○
		33	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	

施設の停止、中止	34	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合		○
	35	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合(施設の瑕疵による場合をものを含む)	○	
事業運営	36	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
	37	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
利用者の対応	38	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	39	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	

○ は主負担

(上記の責任分担表については、協定の締結までに変更することがあります。)

(別紙 2)

指定管理者指定申請・提出書類一覧

観光交流課・文化課

提出書類		備 考	部数
1 指定管理者の申請に関する書類			
(1)	※指定管理者指定申請書(様式第1号)		正本1部 副本7部 (副本は 複写可)
(2)	※グループ応募構成届書(様式第2号、第3号)	・グループ 応募の場合のみ	
(3)	団体の概要書(様式第8号)		
(4)	事業計画書(様式第4号)		
(5)	事業提案概要書(任意様式)	・事業計画書をもとに作成	
(6)	当該施設の管理運営に関する業務の収支予算書 (様式第5号)	・5カ年分	
(7)	当該施設の自主事業に関する業務の収支予算書 (様式第6号)	・5カ年分	
	当該施設の新規自主事業に関する業務の収支予算書 (様式第7号)	・5カ年分	
(8)	指定管理者指定申請に係る申立書(様式第9号)		
(9)	類似施設の業務実績(様式第11号)		
(10)	※指定管理者指定申請に係る申立書(様式第10号)		
(11)	公募に関する質問書(様式第13号)		
(12)	資格の写し		
2 証明書等			
(1)	※定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類		正本1部 副本7部 (副本は 複写可)
(2)	※法人登記事項証明書	・法人のみ	
(3)	財務諸表(過去3年分)	・法人のみ ・事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録など	
(4)	※印鑑証明書(法人のみ)	・発行から3カ月以内のもの	
(5)	※法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合は、市税の納税証明書、法人事業税、法人県民税、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※上記以外の団体の場合は、代表者の松阪市税の納税証明書、申告所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。	・納税義務のある場合のみ。ない場合はその旨の申立書※(様式第9号)を提出	

※提出書類は、証明書等を除きA4版とします。

(別紙3)

松阪市公の施設に係る指定管理者選定評価表

評価項目 (大項目)	評価細目 (中項目)	評価の視点 (小項目)	該当様式	配点	評価 A～E
基本的な考え方を備えていること	団体の理念について	団体の経営方針は明確であるか	様式第4号 ア～カ	5	
		施設の目的等に合致した方針はあるか			
		指定への意欲・熱意はあるか			
		団体の理念、コンプライアンスの考え方			
		指定管理者としての基本的な考え方、方針は明確であるか			
平等性の確保、来館者等への対応	管理・運営方針について	公の施設の管理・運営の考え方は妥当か	様式第4号 ア～ウ	5	
		施設の設置目的を十分理解しているか			
		公平・公正性の確保に関する認識は高いか			
		施設の管理・運営にかかる関係法令等を認知しているか			
		4施設が連動し、一体となった管理運営方針であるか			
	来館者等への対応について	来館者等の声や意見の把握及び実現策は具体的なものであるか	様式第4号 ア～ウ	5	
		来館者等のトラブルの未然防止と対処方法の具体策を定めているか			
		地域との連携を考慮した管理・運営体制であるか			
施設の効用を最大限発揮させるものであること	サービスの向上等の方策	サービスの向上が見込める提案がされているか、実現可能であるか	様式第4号 イ～エ 様式第5号 様式第6号	10	
		施設の利用促進に関する方針・手法について具体的かつ実現性の高い提案があるか			
		地域の事業者・市民団体・他の文化財施設との連携について十分考慮されているか			
		サービス向上のため、職員の技術及び意識向上を図る研修計画となっているか			
	事業の取組みについて (全般)	事業計画は十分実現可能な内容であるか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10	
		企画展・特別展の企画・内容は工夫がみられるか			
		地域経済の活性化に寄与しているか			
		自主事業(各種イベントを含む)計画は独創的な、あるいは工夫のみられる発想であるか			
	事業の取組みについて (観光)	松阪のまち歩きの魅力について理解ができているか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10	
		観光情報の収集及び提供、プロモーション(広報宣伝)の取組みは適正であるか			
	事業の取組みについて (文化)	松阪産品展示紹介(販売)に対する考え方は、具体的かつ実現性の高い提案であるか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10	
		文化財についての理解があるか			
		文化財保存の考え方は適正であるか			
		松阪の文化財の価値を活かした提案であるか			
管理運営を安定して行う能力を有すること	団体の経営状態	申請者の運営状況が適正であるか、施設を管理・運営をするだけの体力があるか	様式第4号 ア～カ	5	
	類似施設等の業務実績	申請者の保有技術・有資格者の有無等、施設の管理・運営を適切に行える能力があるか			
		類似施設の業務の実績から管理・運営を適切に行える能力は認められるか	様式第8号	5	

評価項目 (大項目)	評価細目 (中項目)	評価の視点 (小項目)	該当様式	配点	評価 A～E
	管理運営体制等	職員の配置は実際に施設を管理・運営できる職員体制となっているか 適正な事務・経理体制となっているか 積極的な地元雇用を創出した計画であるか 施設の維持管理業務の実施方法は適切であり遂行可能か	様式第4号 エ、オ、カ	5	
管理運営を安定して行う能力を有すること	安全対策等について	安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組はあるか 個人情報の保護に関する認識が高いか 防犯、防災等緊急時の対応や体制は適切に講じられているか(危機管理体制) 緊急時の連絡体制は定められているか 来館者の安全管理、緊急時の対応は講じられているか 環境負荷の低減等環境への配慮は認められるか	様式4号イ	5	
経費の削減等	収支予算書について	管理事業の収入見込は現実的なものか 管理事業の支出の抑制が図られているか、また適切なものか 自主事業の収支見込は現実的なものか	様式第5号 様式第6号	10	
	指定管理料について	※(1)指定管理料の提案価格は、市が示した上限額より縮減されているか		10	
サウンディング参加	提案の有無	※(2)市が実施したサウンディング型市場調査に参加し提案されているか		5	
評価点				100	0

講評		
----	--	--

○審査評価及び選定方法

①評価方法

5段階評価とする。

A	優れている	1.0×配点
B	やや優れている	0.8×配点
C	普通	0.6×配点
D	やや劣っている	0.4×配点
E	劣っている	0.2×配点

※(1)上限額縮減に係る配点基準(評価は、上記5段階評価による)

A	市の提案する上限価格から3年間で600万円以上の減
B	市の提案する上限価格から3年間で480万円以上の減
C	市の提案する上限価格から3年間で300万円以上の減
D	市の提案する上限価格から3年間で200万円以上の減
E	市の提案する上限価格から3年間で200万円未満の減

※(2)サウンディング型市場調査に参加し提案されている場合
審査員一人当たり5点を加算します。

②選定方法

- (1)委員は上表の評価項目に基づいて採点する。委員1人あたり100点の持点で、総合得点を500点満点(審査員5人)とする。
- (2)総合得点の最も多い団体を指定管理者候補団体とする。
- (3)総合得点が300点に満たない場合は、指定管理者として適当ではないものとする。
- (4)総合得点が300点以上の場合でも文化財の保存・活用や安全対策等について問題がある場合は、委員で協議を行い、指定管理者として適当ではないものと判断する場合がある。
- (5)全申請者の総合得点が300点に満たない場合は、最高得点者に対し、選定委員会において提案書等の修正を指示したうえ、提案書等の再提出の機会を与えることができるものとする。1週間後を目途とする。
- (6)再提出された提案書を、選定委員で、再審査を行う。